

## 麻生区役所職員防災プロジェクトチーム設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 職員の防災意識及び災害対応能力を高めるとともに、災害に対する区役所内の連絡体制の強化を図り麻生区役所全体の防災対策を充実させるため、麻生区役所職員防災プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### (所掌)

第2条 プロジェクトチームの所掌は、次のとおりとする。

- (1) 麻生区役所職員の災害対応能力の向上に関すること。
- (2) 防災対策に関する区役所内の連絡体制の充実に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

### (構成等)

第3条 プロジェクトチームは、リーダー1人、サブリーダー1人及びメンバーで構成する。

- 2 リーダーは、危機管理担当課長をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、危機管理担当係長をもって充てる。
- 4 メンバーは、各室課から係長級以下の職員かつ同職場での経歴2年以上の者1名を、所属長が選任する。

### (任期)

第4条 リーダー及びサブリーダーを除き、前条3項の選任があった日から当該選任のあった日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げないが、毎年メンバーの改選に努めること。

- 2 補欠のメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

### (リーダーの職務)

第5条 リーダーはプロジェクトチームを統括し、会議の議長となる。

- 2 リーダーに事故あるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

### (会議等)

第6条 リーダーは、必要に応じてプロジェクトチームを招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を出席させることができる。

### (事務局)

第7条 プロジェクトチームの事務局は、危機管理担当内に置く。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、リーダーが定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。